

令和8年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(2 月 12 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目

次

ページ

1	神奈川県男女共同参画推進条例 新旧対照表 .....	1
2	神奈川県保育士試験手数料等に関する条例 新旧対照表 .....	3

1 神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、<u>男女共同参画社会の形成を促進し、もってジェンダー平等の実現を図り、全ての人が個性と能力を発揮することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 <u>ジェンダー平等の実現</u> を目指して、<u>男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>ジェンダー平等 社会的又は文化的に形成された性別による格差、差別及び偏見が解消され、全ての人が平等である状態をいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>セクシュアル・ハラスメント</u> _____ 性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。</p> <p>(男女共同参画を推進するための理念) 第3条 男女共同参画の推進は、<u>全ての人の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において全ての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、全ての人が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の全ての人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。</u></p> <p>2 男女共同参画の推進は、<u>全ての人が性別によらず、社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。</u></p> <p>3 男女共同参画の推進は、<u>家族を構成する全ての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようにすることを旨</u></p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、<u>男女共同参画社会の形成の促進</u> _____に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 _____ <u>男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>セクシュアル・ハラスメント</u> <u>相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。</u></p> <p>(男女共同参画を推進するための理念) 第3条 男女共同参画の推進は、<u>男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が _____ 性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が _____ 個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の _____ 人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。</u></p> <p>2 男女共同参画の推進は、<u>男女が _____ 社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。</u></p> <p>3 男女共同参画の推進は、<u>家族を構成する男女が _____、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようにすることを旨</u></p>

改 正	現 行
<p>として、行われなければならない。</p> <p>4 男女共同参画の推進に当たっては、<u>社会的又は文化的に形成された性別による固定的な役割分担の意識</u>（以下「<u>固定的性別役割分担意識</u>」という。）を解消し、<u>社会における活動の自由な選択が行われる</u> _____よう配慮されなければならない。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 <u>県は、男女共同参画の推進に関する施策その他施策の策定及び実施に当たっては、ジェンダー平等の実現の観点</u>を踏まえるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（県民の責務）</p> <p>第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において _____共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（性別による権利侵害行為の禁止）</p> <p>第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、 _____暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。</p> <p>第8条 （略）</p> <p>（情報を読み解く能力の向上）</p> <p>第9条 県は、県民が、<u>固定的性別役割分担意識を連想させ、又は性別による権利侵害行為を助長させる表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現</u>に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な<u>施策を講ずるものとする。</u></p> <p>第10条～第16条 （略）</p>	<p>として、行われなければならない。</p> <p>4 男女共同参画の推進に当たっては、<u>社会における制度又は慣行が</u>性別による固定的な役割分担等を反映して、<u>男女の</u> _____社会における活動の自由な選択に対して<u>影響を及ぼすことのないよう</u>配慮されなければならない。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（新規）</p> <p>2 （略）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（県民の責務）</p> <p>第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において<u>男女が</u>共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（性別による権利侵害行為の禁止）</p> <p>第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、<u>異性に対する</u>暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。</p> <p>第8条 （略）</p> <p>（情報を読み解く能力の向上）</p> <p>第9条 県は、県民が、 _____<u>男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現</u>に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な<u>施策を講じるものとする。</u></p> <p>第10条～第16条 （略）</p>



改 正	現 行
<p>に、同法第18条の32第1項の規定により同項に規定する指定地域試験機関（以下「指定地域試験機関」という。）がその地域試験事務の全部を行う地域限定保育士試験を受けようとする者は前条第2号又は第4号に掲げる手数料を当該指定地域試験機関にそれぞれ納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定試験機関又は指定地域試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関又は指定地域試験機関の収入とする。</p>	<p>指定試験機関に</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 納付</p> <p>しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定試験機関_____に納付された手数料は、当該指定試験機関_____の収入とする。</p>